

「東京労働局 平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」

～「東京ゼロ災害運動」から第12次労働災害防止計画へ～

東京労働局

1 趣旨

東京労働局においては、平成24年1月から12月を取組期間として、関係団体及び事業場労使の協力を得ながら「東京ゼロ災害運動」として、各種の取組を推進してきました。

この結果、年度当初は前年同期と比較して大幅な増加傾向がみられた労働災害について、その状況は改善されつつあり、一定の成果が上がったと認められます。

しかしながら、死亡災害は68人(12月18日現在)と前年同期を13%上回っているほか、休業4日以上之死傷災害についても、7,881人(11月末現在)と前年同期を約5.5%上回るなど看過できない状況にあります。

「東京ゼロ災害運動」が終了する12月末以降、年度末にかけては、建設工事をはじめ、多くの業種において平時とは異なる慌ただしい作業が予想されるほか、平成25年4月からは新たにスタートする「第12次労働災害防止計画」に繋がる重要な期間であることから、平成24年度第4・四半期の3カ月間(平成25年1月～3月)を「平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」と定め、「東京ゼロ災害運動」と整合した「官民一体」となった取組を推進することといたしました。

2 目的

- (1) 「東京ゼロ災害運動」の成果を活かした災害防止活動の更なる活性化
- (2) 都内の労働災害の増加に歯止めをかけ、「第12次労働災害防止計画」の円滑な推進に資する

3 取組期間

平成25年1月から3月末まで

4 名称等

(1) 名称

「平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」

～「東京ゼロ災害運動」から第12次労働災害防止計画へ～

(2) スローガン又は目標

平成24年に実施してきた「東京ゼロ災害運動」や年末年始にかけて労働災害防止団体主唱のもと実施している無災害運動等を踏まえ、各業界や事業場に応じた内容のスローガンや目標を掲げるものとする。

平成24年の取組を通じ、各団体、各事業場において一定の定着がみられる「東京ゼロ災害運動」のスローガンを「平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」中に継続して掲げることや、「のぼり」や「ワッペン」等のグッズを継続使用しても差し支えない。

5 実施事項等（事業場への実施勸奨事項）

平成24年度 年度末労働災害防止強調期間中の実施事項は、「東京ゼロ災害運動」との継続性、整合性を図り、同運動の実施要綱（参考参照）を踏まえたものとする。

なお、各団体、事業場における取組の方向性としては以下のものが想定される。

（参考：各団体、事業場における取組の方向性）

「東京ゼロ災害運動」を独自に年度末まで延長し、引き続き取組を推進する

事業場で推進した「東京ゼロ災害運動」の中で、特に効果があった取組（4S活動、経営トップによるパトロール、年度末安全大会）を集中的に行う

事業場の全員参加による「安全宣言」活動を行い、宣言を実践する

1月に「東京ゼロ災害運動」の総括を行い、課題を整理の上、2月及び3月の具体的取組事項を決定する

1月中は年末年始無災害運動を展開し、2月に職場の総点検及び新年度の安全衛生計画作成、3月にこれを踏まえた気運向上のためのパトロール、研修等を実施する



H24.12.6「私の安全宣言」コンクール表彰式での集合写真（東京労働局長賞）優秀作品賞を受賞した安全宣言は東京労働局HPに掲載

6 労働局及び労働基準監督署（支署）の実施事項

「東京ゼロ災害運動」との継続性、整合性を図りつつ、各種媒体を通じた周知広報のほか、労働局、労働基準監督署（支署）幹部が各団体の会合等に参画し、直接、強調期間中における取組を要請する等により、広く関係者における災害防止の気運を高めることとする。

東京ゼロ災害運動実施要綱（抄）

（参考）

7 災害防止重点対策事項について

(1) 各業種共通事項

安全・衛生管理者等の選任による安全衛生管理体制の整備・確立

4S活動の推進、安全巡視励行による危険個所の排除
災害を予防するリカバメントの実施

雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育の実施

高年齢労働者に配慮した災害防止対策

定期健康診断の実施と100%受診、適切な事後措置の実施

(2) 建築工事業

元方事業者による統括管理の徹底

転落・墜落災害を防止するための法令に定める足場の設置と「より安全な足場」の設置の推進

脚立、はしご等の正しい使用方法の周知・徹底

建物解体作業等における墜落、挟まれ災害の防止、
アスベストばく露防止

(3) 道路貨物運送業

荷役作業時におけるトラック荷台等からの転落・墜落災害の防止

適正な労働時間の管理と交通労働災害の防止

重量物取扱作業等による腰痛災害の防止

荷主と運送事業者の連携・協議による災害防止対策の推進

(4) 小売業

4S活動の推進等による転倒・転落災害の防止

腰痛災害の防止

高年齢労働者に配慮した災害防止対策

(5) 飲食店

通路、作業場における転倒災害の防止

包丁等による切れ災害の防止

食品加工用機械による切れこすれ、はさまれ巻き込まれ災害の防止

調理中や器具の取扱いによる火傷の防止

換気不足による一酸化炭素中毒の防止

(6) 社会福祉施設

介護作業における動作の反動・無理な動作等による腰痛の予防

移動、介護、荷の運搬中の転倒災害の防止

階段等からの転落災害の防止

高年齢労働者に配慮した災害防止対策

(7) ビルメンテナンス業

清掃作業、移動作業中の転倒災害の防止

脚立やはしごの使用時、階段、外壁清掃作業での墜落・転落災害の防止

高年齢労働者に配慮した災害防止対策